

若者と浜田のかかわりづくり交流会企画運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

首都圏、関西圏在住の浜田出身者などの若者と浜田応援団員との交流会を行うことで、市外に住んでいても浜田との関わり方について考える機会を創出する(多様な関わり方について知る)。

本要領は、若者と浜田のかかわりづくり交流会企画運営業務の委託を実施するにあたり、受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

若者と浜田のかかわりづくり交流会企画運営業務

(2) 委託業務の内容

別紙「若者と浜田のかかわりづくり交流会企画運営業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 委託料上限額

2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 提案資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(2) 浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領(平成17年浜田市告示第118号)第5条第2項の有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)のうち分野「役務等の提供」の大分類「企画・製作」の小分類「イベント企画・運営」に登録されている者

※参加の意向があつて、現在、有資格者名簿に登録がない場合は、「14担当課の名称及び連絡先」に事前に連絡すれば、臨時で浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査の対象とする。その上で、あらかじめ島根県電子調達システムから電子申請を行い、必要書類を令和7年5月

16日（金）までに郵送すること（当日消印有効）。また、島根県電子調達システムからの申請にあたっては、申請先は浜田市のみを選択すること。

- (3) 公告（募集開始）の日（令和7年5月1日（木））において、浜田市建設工事等競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年浜田市告示第9号）に基づく指名停止（浜田市物品調達等競争入札参加者資格審査等要領第13条第3項において準用する場合を含む。）の期間にない者

4 スケジュール

No.	項目	実施日	備考
1	参加事業者の募集開始	令和7年5月1日（木）	ホームページ
2	質問書受付期限 ※随時回答	令和7年5月1日（木）～ 令和7年5月15日（木）午後5時	電子メールによる
3	参加表明書等提出〆切 （関連提出書類を含む。）	令和7年5月27日（火）正午まで	持参又は郵送 ※正午必着
4	参加資格確認結果通知・ 提案書提出依頼	令和7年5月30日（金）	
5	企画提案書等提出〆切	令和7年6月18日（水）正午まで	持参又は郵送 ※正午必着
6	プロポーザル審査(※) (プレゼンテーション)	令和7年7月2日（水）（予定）	プレゼンテーション20分以内、 質疑応答20分程度
7	選定結果通知・契約協議 等選定業者と契約締結	令和7年7月中旬（予定）	

(※)6者以上から提案があった場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査による選考を実施する。

5 公募書類等の入手方法

企画提案書様式等については次のとおりとする。

- (1) 配布期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月27日（火）正午まで

(2) 資料配布方法

浜田市ホームページから必要書類をダウンロードすることにより配布する。

窓口又は郵送等での配布は行わない。

<https://www.city.hamada.shimane.jp/www/contents/1744162265820/index.html>

6 参加手続等について

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

(1) 参加申込

ア 提出期限 令和7年5月27日（火）正午 必着

イ 提出方法 持参又は郵送

ウ 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市地域政策部定住関係人口推進課関係人口係

エ 提出書類（各1部）

（ア）公募型プロポーザル方式参加表明書（様式第1号）

（イ）事業者概要書（様式第2号）

(2) 資格要件の確認

参加表明書を受理した場合、申込者の資格要件を確認し、確認結果を令和7年5月30日（金）までに申込者へ文書で通知するとともに、提案資格を有するものに対し、提案書の提出を依頼する。

7 質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第3号）により提出すること。

(1) 提出期限 令和7年5月15日（木）午後5時

(2) 提出方法 電子メールで提出すること。また、提出の際に、必ず提出の旨を電話連絡すること。

(3) 電子メールアドレス teiju@city.hamada.lg.jp

(4) 回答方法 質問の要旨と回答は、浜田市ホームページに掲載する（質問者名は非公表）。ただし、ホームページに掲載することで、質問者に不利益が生じるおそれがある場合は、質問者にのみメールで回答する。

8 企画提案書等の提出

提案資格を有すると認められた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書の提出は1者につき1件とする。

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第4号）

イ 企画提案書（任意様式）

（ア） 業務実施にあたっての基本的な取組方針について記載すること。

（イ） 仕様書の業務内容に掲げる以下の項目について、業務実施上のポイントと具体的な取組内容、業務の進め方等を記載すること。

項目(1) 「交流会の企画・運営」

項目(2) 「イベントのPR」

（ウ） 仕様書に定める業務内容以外に独自に提案できる事項（より効果的な情報発信や業務遂行のための工夫等）がある場合には、その内容を記載すること。

（エ） 本業務の実施スケジュールを作業項目ごとに示すこと。

ウ 業務実施体制表（様式第5号）

エ 業務実績調書（様式第6号）

過去5年間で実施した本業務と同種又は類似の業務実績があれば提出すること。

オ 見積書（任意様式）

（ア） 見積書には、内訳書を添付すること。

（イ） 見積限度額は2,000,000円（税込）とする。これを超える金額での提案は認められないので注意すること。

(2) 提出部数 9部（ただし、企画提案書提出届及び見積書は1部）

(3) 提出期限 令和7年6月18日（水）正午 必着

(4) 提出方法 持参又は郵送

(5) 提出場所 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市地域政策部定住関係人口推進課関係人口係

(6) 留意事項 提出期限後における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

9 企画提案書等のプロポーザル審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日 令和7年7月2日（水）（予定）※詳細は別途通知する。

(2) 実施方法 対面またはオンライン形式（Zoom）のうち、事業者が希望

する形式にて実施する。

- (3) 場所 対面の場合は、浜田市役所内会議室で実施（予定）
- (4) オンライン オンライン形式（Zoom）での参加方法については、別途連絡する。
- (5) 出席者 プレゼンテーションに出席できる者は、最大3名までとする。
- (6) 実施内容
 - ア プレゼンテーションは、提案説明を20分以内で行い、その後、質疑応答を20分以内で行う。
 - イ 提案説明は、提出済みの企画提案書をもとに行い、その内容を逸脱しないこと。
- (7) その他
 - ア プレゼンテーションでのパワーポイントの使用を可とする。その際、必要となるプロジェクター、スクリーン及びプロジェクター用コードの機器は本市にて準備する。
 - イ プレゼンテーションは非公開で実施する。

10 審査及び選考

(1) 審査・選考方法

「若者と浜田のかかわりづくり交流会企画運營業務委託事業者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）が別紙「評価基準表」に基づいて審査し、最優秀提案者（委託候補者）の選考を行う。

※6者以上から提案があった場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査による選考を実施する。

なお、書類審査の評価はプレゼンテーション審査に加算しない。

※参加者が1者の場合でもプロポーザル審査を行い、要件を満たしている場合にのみ委託候補者とする。

(2) 審査結果

審査結果については、電子メール及び郵送により参加者全員へ通知する。また、浜田市ホームページで、最優秀提案者名（委託候補者名）、評価順位（最優秀提案者以外の者は仮名で公表）及び評価点について公表する。

(3) 異議申立て

審査結果については、いかなる異議申立ても受け付けないものとする。

11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件に該当しない場合
- (2) プロポーザルの実施要領等に違反又は著しく逸脱した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合
- (4) 選定結果に影響を及ぼす不正行為を行った場合
- (5) その他不相当と認められた場合

12 契約方法

本プロポーザル審査結果により決定した委託候補者と協議し、市と委託候補者の両者が合意に至った後、業務委託契約を締結する。また、委託候補者との協議において、合意に至らなかった場合は、委託候補次点者との協議を行う。ただし、契約締結後であっても、不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は契約を解除する。

13 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (3) 本業務における成果品に関する著作権等、一切の権利は浜田市に帰属するものとする。
- (4) 参加表明書提出以降にプロポーザルへの参加を辞退するときは、速やかに参加辞退届（任意様式）を担当課に提出すること。
- (5) 提出書類及び本市の評価については、浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。

14 担当課の名称及び連絡先

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

浜田市地域政策部定住関係人口推進課関係人口係 担当：上木、前原

TEL 0855-25-9511

FAX 0855-23-4040

電子メールアドレス teiju@city.hamada.lg.jp